

下仁田町職員採用資格統一試験を実施します

町職員採用試験は、群馬県町村会に委託して実施する第1次試験（資格統一試験）と、町で実施する第2次試験です。受験希望者は、試験申込用紙を下仁田町役場総務課から取り寄せ、受験の申し込みをしてください。

受験資格 昭和63年4月2日以降に生まれた者で学校教育法による高等学校以上を卒業した者、又は平成26年3月卒業（高等学校）見込みの者

受験方法 第1次試験 高等学校卒業程度の教養試験

第2次試験 口述試験、作文試験、身体検査

試験日 第1次試験 9月22日（日）

第2次試験 11月上旬予定

採用人員 若干名

※合格者は、採用候補者名簿に登載され、職員に不足が生じた場合に採用されます。

申込用紙交付期間 7月1日（月）～

受付期間 7月16日（火）～8月15日（木）まで

【※8:30～17:00土・日曜日及び祝日を除く】



申し込み・問い合わせ先 下仁田町役場 総務課 秘書人事係 82-2111（内線501）

富岡甘楽広域消防職員募集

富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合消防職員を募集します。

富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合では次のとおり消防職員を募集します。

募集種別・人員 消防職員 若干人

採用資格・年齢（平成26年4月1日現在）

●大学卒〔大学院含む〕（卒業見込み含む）

昭和62年4月2日～平成4年4月1日までに生まれた方（満22歳以上27歳未満）

●短大卒（卒業見込み含む）

昭和62年4月2日～平成6年4月1日までに生まれた方（満20歳以上27歳未満）

●高校卒（卒業見込み含む）

昭和62年4月2日～平成8年4月1日までに生まれた方（満18歳以上27歳未満）

視力 矯正視力を含み、両眼で0.7以上かつ一眼でそれぞれ0.3以上であること。

赤色、青色及び黄色の識別ができること。

※採用された場合、富岡市・下仁田町・南牧村及び甘楽町のいずれかに居住できる人。

※日本国籍を有しない人及び、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人は受験できません。

受付期間 平成25年7月22日（月）～平成25年8月2日（金）午前8時30分から午後5時15分まで消防本部で受け付けます。土曜日・日曜日は受け付けません。

申込用紙交付 平成25年7月2日（火）から広域消防本部及び関係市町村役場で行います。

試験日及び試験場所

【第1次試験日】 9月22日（日）富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合消防本部。

受付場所・問い合わせ 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合消防本部総務課 ☎62-4326



第63回『社会を明るくする運動』について

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

法務省主唱の『社会を明るくする運動』の強調月間が7月1日から一ヵ月間全国いっせいに展開されます。今年で63回目を迎えるこの運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

今年の運動の重点事項は、「立ち直りを支える取組についての理解促進」、「就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進」とし、犯罪や非行のない明るい社会づくりにそれぞれの立場において御協力をお願いします。

問い合わせ先 健康課 福祉係（内線326）

7月の「保育園子育て応援事業」活動計画

「保育園子育て応援事業」は、在宅の3歳までの乳幼児と保護者及び妊婦さんが参加できます。登録をされていない方は、事前に登録していただき、お誘い合わせてご参加ください。事業計画の対象児でなくても参加できます。



保育園	馬山保育園	小坂保育園	青倉保育園
会場	保育園ホール	保育園内	保育園内
実施日	7/18(木)	7/20(土)	7/16(火)
時間	10:00~11:00	16:00~	10:00~11:30
対象児	妊婦さんと3才児まで	3才まで	妊婦さん~3才
内容	リトミック	納涼祭	赤ちゃんマッサージ
	乳幼児の育て方及び在園児との交流	夏の夕方、親子で納涼祭を楽しむ	親子ふれあい遊び
準備するもの	運動の出来る服装でお出かけください。	荒船太鼓・盆踊り・花火 お店やさん・すいか割等	赤ちゃんマッサージはバスタオルを1枚用意してください。動きやすい服装でご参加下さい。
講師	リトミック講師 田中文華、蟻坂弘江 担当保育士 寒河江恵子		参加ご希望の方は事前にご連絡ください。

■問い合わせ先 馬山保育園 82-2323 小坂保育園 82-2116
青倉保育園 82-2549

年金

国民年金保険料免除制度等のお知らせ

― 申請は原則として毎年必要です ―

国民年金には、所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。免除を受けた期間や、納付猶予を受けた期間中に万が一の事故で障害が残ったときや、一家の支え手がなくなったときには、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられません。(一部免除の場合には、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになり、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。)

○申請免除制度

本人、配偶者及び世帯主の前年の所得が一定の基準以下の場合、申請して承認を受けると保険料の全額または一部が免除されます。一部免除には、4分の3(4分の1納付)、半額(半額納付)、4分の1(4分の3納付)があり、所得に応じたきめ細やかな免除の申請ができます。

ただし、4分の3、半額または4分の1の免除が承認された場合には、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになります。

承認期間は、平成25年7月から平成26年6月までです。

○若年者納付猶予制度

30歳未満で、世帯主の所得に関係なく、本人及び配偶者の所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、保険料の納付が猶予されます。

○学生納付特例制度

学生本人の所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、学生期間中の保険料納付が猶予されます。

承認期間は、平成25年4月から平成26年3月までです。

※申請免除、若年者納付猶予、学生納付特例の各制度とともに、申請は原則として毎年必要です。ただし、全額免除及び若年者納付猶予については、翌年度以降分もあらかじめ申請(継続申請)することができます(失業等による理由を除く)。

※今まで全額免除または若年者納付猶予の承認を受けており継続申請をしていない方、一部免除の承認を受けていた方は、6月で承認期間が切れています。引き続き免除等を希望する場合には申請が必要です。忘れずに市役所・町村役場の国民年金担当係へ申請の手続きをしてください。

国民年金保険料免除に関するお問い合わせ先

・高崎年金事務所 国民年金課 (☎027・322・7731)

